

○津山工業高等専門学校つやまイノベーション

センター規程

〔平成28年10月26日〕
規程第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、つやまイノベーションセンター設置及び運営に関する協定書第2条の規定に基づき、津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター内に設置したつやまイノベーションセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 地域企業相談・交流会の開催に関すること。
- 二 地域技術を用いた革新的製品等の研究・開発に関すること。
- 三 高専シーズと企業ニーズのマッチングとコーディネートに関すること。
- 四 地域企業と津山高専共同プロジェクトのコーディネートに関すること。
- 五 地域企業の課題解決支援に関すること。
- 六 その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(研究会)

第3条 センターに、次の各号に掲げる研究会を置く。

- 一 メタル研究会
 - 二 ロボット研究会
 - 三 IT研究会
- 2 研究会に関し、必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 コーディネータ
- 四 その他センター長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、津山工業高等専門学校長をもって充てる。
- 3 センター長は、センターに関する事項を掌理する。

(副センター長)

第6条 センターに、副センター長を置く。

- 2 副センター長は、つやま産業支援センター、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター及び地域産業界からそれぞれ選出する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名した副センター長が、その職務を代理する。

(幹事会)

第7条 センターに、センターの運営等に関する重要事項を審議するため、つやまイノベーションセンター幹事会を置く。

- 2 つやまイノベーションセンター幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、学術・社会連携推進事務室において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月26日から施行し、10月3日から適用する。